

# 独立行政法人国立国語研究所職員退職手当規程

平成18年4月1日  
国語研規程第113号

(目的)

**第1条** この規程は、独立行政法人国立国語研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）に対する退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この規程による退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

**第2条の2** 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- 一 職員を故意に死亡させた者
  - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

**第3条** この規程による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって、支払うことができる。

- 2 この規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1箇月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

**第4条** 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第12条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

**第5条** 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、

退職の日におけるその者の基本給月額（独立行政法人国立国語研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第4条に規定する基本給をいい、職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由によりその基本給の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき基本給の月額をいう。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
  - 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
  - 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
  - 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
  - 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
  - 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する状態にある負傷又は病気に限る。（以下「傷病」という。））又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第19条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
  - 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
  - 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

**第6条** 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第14条第1項第2号及び第3号の規定により退職した者、その者の非違によることなく研究所の勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給月額（以下「退職日基本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
  - 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
  - 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

**第7条** 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し就業規則第14条第1項第3号の規定により退職した者、25年以上勤続しその者の非違によることなく研究所の勸奨を受けて退職した者、経営上又は業務上やむを得ない理由により引き続き勤務することを困難として退職した者又は25年以上勤続し就業規則第14条第1項第2号の規定により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
  - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
  - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
  - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）

に対する退職手当の基本額について準用する。

(基本給月額の変額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

**第8条** 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の変額改定(職員給与規程の改正により当該改正前に受けていた基本給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前基本給月額」という。)が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合
  - ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程で退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第16条第1項に規定する国家公務員等又は、第17条第1項に規定する役員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第15条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第18条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、国家公務員等又は、第17条第1項に規定する役員となったときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
- 二 第16条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 三 第16条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 四 第17条第2項に規定する再び職員となった者の同項に規定する役員としての引き続いた在職期間
- 五 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

**第9条** 第7条第1項に規定する者(25年以上勤続し就業規則第17条第2項第4号の規定により解雇された者又は25年以上勤続し就業規則第14条第1項第2号の規定により退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その者に係る就業規則第15条の規定による年齢から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当

		する年数1年につき退職日基本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日基本給月額に、	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額、
第8条第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

**第10条** 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日基本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

**第11条** 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 60以上 特定減額前基本給月額に60を乗じて得た額

二 60未満 特定減額前基本給月額に第8条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

**第12条** 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第5条から第7条まで	前条の規定により読み替えて適用する第7条

	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日基本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第7条の
第11条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第2号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条第1号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第11条第2号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号ロ	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号ロ
	及び退職日基本給月額	並びに退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

**第13条** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第13条第1項の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休

職又は別に定める要件を満たす休職を除く。）、独立行政法人国立国語研究所育児介護休業規程（以下「育児介護休業規程」という。）第3条による育児休業、及び第13条による介護休業、就業規則第38条第1項第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 79,200円
- 二 第2号区分 62,500円
- 三 第3号区分 54,150円
- 四 第4号区分 50,000円
- 五 第5号区分 45,850円
- 六 第6号区分 41,700円
- 七 第7号区分 33,350円
- 八 第8号区分 25,000円
- 九 第9号区分 20,850円
- 十 第10号区分 16,700円
- 十一 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第5号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- 一 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- 二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により別表イ及びロのとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者のうち自己都合退職者（第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- 二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- 四 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 五 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、退職手当の調整額の計算に関し、次の各号のとおり定める。

- 一 退職した者が同一の月において別表イ又はロの基本給表に係る二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

- 二 前号の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 三 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月にかかるものを先順位とする。

(一般の退職手当の額に係る特例)

**第14条** 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規程に規定する基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

**第15条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに、次に掲げる理由により休職月等が1以上あったときは、当該各号に掲げる相当する期間を前3号の規定により計算した在職期間から除外する。
  - 一 就業規則第13条第1項（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職又は別に定める要件を満たす休職を除く。）の規定による休職の期間については、その月数の2分の1に相当する期間（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、この項において同じ。）
  - 二 就業規則第38条第1項第3号の規定による停職の期間は、その月数の2分の1に相当する期間
  - 三 育児介護休業規程第3条の規定による育児休業をした期間は、その月数の2分の1に相当する期間（ただし、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間は、その月数の3分の1に相当する期間）
  - 四 前3号に掲げるもののほか、現実に職務をとることを要しなかった期間についてはその月数
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する在職期間の計算)

**第16条** 職員のうち、研究所の要請に応じ、引き続いて国若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が研究所の要請に応じ、引

き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間を通算することと定めている地方公共団体に限る。以下同じ。)又は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職又は在籍出向をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続き再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続きいた在職期間に全期間算入するものとする。
- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りでない。

(役員の内職期間を有する職員の在職期間の計算)

**第17条** 第15条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、役員が引き続き職員となったときにおけるその者の役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

- 2 前項の規定における役員としての在職期間の計算については、第15条の規定を適用する。

(予告を受けない退職者の退職手当)

**第18条** 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(退職手当の支給制限)

**第19条** 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払いを受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、国民の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 就業規則第38条の規定により懲戒解雇等処分を受けて退職した者
- 二 就業規則第17条第1項第2号の規定により解雇された者又はこれに準ずる者

- 2 前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

(退職手当の支払の差止め)

**第20条** 退職をした者が次ぎの各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職にかかる一般の退職手当等の額の支払いを差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- 二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し起訴をされたとき。



- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払いを差し止める処分を行うことができる。
  - 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - 二 当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の起訴となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違にあたる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合は、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払いを受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払いを受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払いを差し止める処分を行うことができる。
- 4 第1項又は第2項の支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の起訴在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが、支払差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りではない。
  - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
  - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
  - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分について、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要が無くなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第21条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が、刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、起訴在職期間中の行為に係る刑事事件に限る）に関し当該退職後に禁錮刑以上の刑に処せられたとき。
  - 二 当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当

該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第19条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

**第22条** 退職した者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第19条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

**第23条** 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職にかかる一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職にかかる一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。) に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第19条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第19条第2項並びに前条第3項の規定は前項の処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

**第24条** 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族) に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。) が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。) において、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第4項又は前条第2項において準

用する通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けなければならないことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けなければならないことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮刑以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分に基つき納付する金額は、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 6 第19条第2項並びに第22条第3項の規定は第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

（退職手当審査会への諮問）

- 第25条** 第21条第1項第2号若しくは第2項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条文において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、別に定める退職手当審査会に諮問しなければならない。
- 2 退職手当審査会は、第21条第2項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項から第4項までの規定による処分を受けなければならない者から申立てがあった場合には、当該処分を受けなければならない者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
  - 3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けなければならない者又は研究所にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認め者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査を行うことができる。

（退職後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

- 第26条** 職員が第16条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 2 職員が退職し、引き続いて役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
  - 3 職員が退職し、退職の日又はその翌日に再び職員となった場合（就業規則第16条の規定により再雇用された職員を除く。）においては、この規程による退職手当は支給しない。
  - 4 職員が退職し、引き続いて国等の機関の職員となった場合（当該機関の職員の退職手当に関する規程に、研究所の在職期間を通算して退職手当を支給することが定められている場合に限る。）においては、この規程による退職手当は支給しない。

(その他)

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 3 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 4 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 退職した者の基礎在職期間中に基本給月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた基本給月額の変額改定を除く。）によりその者の基本給月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の基本給月額が変額前の基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による基本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第14条第1項に規定する基本給月額に含まれる基本給等の月額については、この限りでない。
- 7 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することによりこの規程による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における基本給月額を基礎として、改正前の国家公務員退職手当法（昭和28年法律182号。以下「旧退職手当法」という。）第3条から第6条まで及び附則第21項から第23項まで及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年法律第62号。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、この規程第4条から第14条まで及び附則第2項から第5項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 8 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。
  - 一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日及び施行日において職員として在職した者 施行日
  - 二 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて第16条第1項に規定する国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該国家公務員等となった日前の機関に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該国家公務員等となった日
  - 三 施行日の前日に国家公務員等として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの 施行日
- 9 前項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第7項の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「基本給月

額」とあるのは「基本給月額に相当する額」とする。

10 職員が新制度切替日（第8項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた基本給月額を退職の日の基本給月額とみなして旧退職手当法第3条から第6条まで及び附則第21項から第23項まで、及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成15年法律第62号。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧法等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）

イ 第13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 新規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額

二 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円）

イ 第13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 新規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額

三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が500,000円を超える場合には、500,000円）

イ 第13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 新規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額

11 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する第8条の規定の適用については、同上第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

12 第13条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間 （	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間 （
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
第4項第3号ロ	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間

13 この規程の施行日前に研究所を退職した者に対して、国家公務員退職手当法第10条の失業者の退職手当を支給する場合の取扱いについては、従前の例によるものとする。

14 この規程の実施にあたっては、当分の間国家公務員退職手当法（昭和28年法律182号。）の適用を受ける者の例によるものとする。

**附 則**（平19.3.28 国語研規程第159号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平21.3.10 国語研規程第186号）

この規程は、平成21年3月10日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

別表

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における  
職員の区分についての表

区分	俸給表	行政職(一)俸給表	研究職俸給表
		一般職俸給表	研究職俸給表
第1号区分			
第2号区分			
第3号区分			
第4号区分		11級	※5級
第5号区分		10級	※5級
第6号区分		9級	※5級
第7号区分		8級	5級
第8号区分		7級	4級
第9号区分		6級	3級
第10号区分		5級又は4級	※2級
第11号区分	第1号区分～第10号区分までのいずれの職員区分にも属しないこととなる者		

備考

- 1 俸給表欄の上段は、平成8年4月1日から平成13年3月31日までの基礎在職期間に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する俸給表を、下段は平成13年4月1日以後に給与規程に規定する俸給表をいう。
- 2 第1号区分から第2号区分の適用を受ける職員とは、基礎在職期間に給与法に規定する指定職俸給表の適用を受けたことのある職員をいう。
- 3 この表の俸給表欄に属しない俸給表の適用を受けた基礎在職期間のある者の職員の区分は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）別表第1イに定める区分に準じることとする。
- 4 第4号区分から第6号区分及び第10号区分に定める研究職俸給表の該当者は別に定める。

別表

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

基本給表 区分	一般職基本給表	研究職基本給表	任期付研究員基本給表	
			第1号任期付研究員	第2号任期付研究員
第1号区分				
第2号区分				6号俸
第3号区分	10級	6級		
第4号区分	9級	※5級		5号俸
第5号区分	8級	※5級		
第6号区分	7級	※5級		4号俸
第7号区分	6級	5級		3号俸
第8号区分	5級	4級		2号俸
第9号区分	4級	3級		1号俸
第10号区分	3級	※2級	1～10号俸	
第11号区分	第1号区分～第10号区分までのいずれの職員区分にも属しないこととなる者			

備考

- 1 基本給表欄は、平成18年4月1日以後に給与規程に規定する基本給表をいう。
- 2 この表の基本給表欄に属しない基本給表の適用を受けた基礎在職期間のある者の職員の区分は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）別表第1ロに定める区分に準じることとする。
- 3 第4号区分から第6号区分及び第10号区分に定める研究職基本給表の該当者は別に定める。